

令和4年

第1回日向市議会(定例会)議案

2月25日

日向市

# も く ろ く

報告第1号	専決処分の承認について……………	1
報告第2号	専決処分の承認について……………	2
報告第3号	専決処分の承認について……………	3
報告第4号	専決処分の承認について……………	4
議案第1号	副市長の選任について……………	5
議案第2号	人権擁護委員候補者の推薦について……………	6
議案第3号	人権擁護委員候補者の推薦について……………	7
議案第4号	日向市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………	8
議案第5号	日向市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例……………	9
議案第6号	日向市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例……………	11
議案第7号	日向市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例……………	17
議案第8号	日向市部設置条例の一部を改正する条例……………	21
議案第9号	日向市支所設置条例の一部を改正する条例……………	22
議案第10号	日向市手数料条例の一部を改正する条例……………	23
議案第11号	日向市犯罪被害者等支援条例……………	24
議案第12号	日向市国民健康保険税条例の一部を改正する条例……………	27
議案第13号	日向市消防団条例の一部を改正する条例……………	38
議案第14号	日向市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例……………	41
議案第15号	日向市重度心身障害者医療費の助成に関する条例……………	42
議案第16号	日向市細島地区コミュニティセンター条例を廃止する条例……………	45
議案第17号	日向市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例……………	46
議案第18号	日向市営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例……………	51
議案第19号	日向延岡新産業都市計画事業日向市駅周辺土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例……………	56
議案第20号	日向市駅前広場条例……………	57
議案第21号	広瀬鵜戸木辺地に係る総合整備計画の変更について……………	60

議案第22号	損害賠償の額の決定について……………	63
議案第23号	権利の放棄及びこれに伴う和解について……………	64
議案第24号	市道の路線の廃止について……………	65
議案第25号	市道の路線の認定について……………	66
議案第26号	令和3年度日向市一般会計補正予算（第14号）……………	別冊
議案第27号	令和3年度日向市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）……………	別冊
議案第28号	令和3年度日向市介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）……………	別冊
議案第29号	令和3年度日向市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）……………	別冊
議案第30号	令和3年度日向市下水道事業会計補正予算（第2号）……………	別冊
議案第31号	令和4年度日向市一般会計予算……………	別冊
議案第32号	令和4年度日向市公営住宅事業特別会計予算……………	別冊
議案第33号	令和4年度日向市財光寺南土地区画整理事業特別会計予算……………	別冊
議案第34号	令和4年度日向市城山墓園事業特別会計予算……………	別冊
議案第35号	令和4年度日向市簡易給水施設特別会計予算……………	別冊
議案第36号	令和4年度日向市国民健康保険事業特別会計予算……………	別冊
議案第37号	令和4年度日向市国民健康保険東郷診療所特別会計予算……………	別冊
議案第38号	令和4年度日向市介護保険事業特別会計（保険事業勘定）予算……………	別冊
議案第39号	令和4年度日向入郷地域介護認定審査事業特別会計予算……………	別冊
議案第40号	令和4年度日向市後期高齢者医療事業特別会計予算……………	別冊
議案第41号	令和4年度日向市水道事業会計予算……………	別冊
議案第42号	令和4年度日向市簡易水道事業会計予算……………	別冊
議案第43号	令和4年度日向市下水道事業会計予算……………	別冊
議案第44号	令和4年度日向市農業集落排水事業会計予算……………	別冊

## 専決処分の承認について

令和3年度日向市一般会計補正予算（第10号）について別冊のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和4年2月25日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

## 専決処分の承認について

令和3年度日向市一般会計補正予算（第11号）について別冊のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和4年2月25日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

## 専決処分の承認について

令和3年度日向市一般会計補正予算（第12号）について別冊のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和4年2月25日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

## 専決処分の承認について

令和3年度日向市一般会計補正予算（第13号）について別冊のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和4年2月25日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

## 副市長の選任について

副市長に次の者を選任したい。

氏 名	生年月日	住 所
黒 木 秀 樹	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■

令和4年2月25日 提出

日向市長 十 屋 幸 平



## 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員として次の者を推薦したい。

氏 名	生年月日	住 所
村 田 京 一	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■

令和4年2月25日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

## 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員として次の者を推薦したい。

氏 名	生年月日	住 所
橋 本 慎 朗		

令和4年2月25日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

## 日向市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日向市常勤の特別職の職員の給与に関する条例（昭和37年日向市条例第1号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 1～12 [略]</p>	<p>附 則 1～12 [略]</p> <p>13 <u>前項の規定にかかわらず、令和4年3月分における第3条各号の規定の適用については、同条第1号中「865,000円」とあるのは「599,445円」と、同条第2号中「692,000円」とあるのは「616,572円」とする。ただし、日向市特別職退職手当支給条例第3条の規定の適用については、この限りでない。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年2月25日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

## 日向市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

日向市職員特殊勤務手当支給条例（昭和36年日向市条例第2号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後														
<p>別表（第3条関係）</p> <p>1 消防職員に対する特殊勤務手当</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種別</th> <th style="width: 60%;">支給条件</th> <th style="width: 25%;">手当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	支給条件	手当額	[略]			<p>別表（第3条関係）</p> <p>1 消防職員に対する特殊勤務手当</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種別</th> <th style="width: 60%;">支給条件</th> <th style="width: 25%;">手当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急消防援助隊派遣手当</td> <td>                     消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する緊急消防援助隊（以下「緊急消防援助隊」という。）として、災害が発生した市町村の消防の応援又は支援のための業務に従事した場合（次項に掲げる場合を除く。）                      災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条、第61条又は第63条、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第26条その他の法令の規定に基づき、避難勧告、避難指示、立入禁止、退去命令等の措置がされた区域において、緊急消防援助隊として、災害が発生した市町村の消防の応援又は支援のための業務に従事した場合                 </td> <td>1日につき 1,680円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	支給条件	手当額	[略]			緊急消防援助隊派遣手当	消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する緊急消防援助隊（以下「緊急消防援助隊」という。）として、災害が発生した市町村の消防の応援又は支援のための業務に従事した場合（次項に掲げる場合を除く。） 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条、第61条又は第63条、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第26条その他の法令の規定に基づき、避難勧告、避難指示、立入禁止、退去命令等の措置がされた区域において、緊急消防援助隊として、災害が発生した市町村の消防の応援又は支援のための業務に従事した場合	1日につき 1,680円
種別	支給条件	手当額														
[略]																
種別	支給条件	手当額														
[略]																
緊急消防援助隊派遣手当	消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する緊急消防援助隊（以下「緊急消防援助隊」という。）として、災害が発生した市町村の消防の応援又は支援のための業務に従事した場合（次項に掲げる場合を除く。） 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条、第61条又は第63条、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第26条その他の法令の規定に基づき、避難勧告、避難指示、立入禁止、退去命令等の措置がされた区域において、緊急消防援助隊として、災害が発生した市町村の消防の応援又は支援のための業務に従事した場合	1日につき 1,680円														

2 [略]

[略]

2 [略]

[略]

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月25日 提出  
日向市長 十 屋 幸 平

## 日向市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(日向市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 日向市一般職の職員の給与に関する条例(昭和42年日向市条例第5号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第18条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額に12を乗じ、その額を<u>一年</u>における職員の所定の勤務時間から当該年における勤務時間等条例第9条に規定する休日及び年末年始の休日(日曜日及び土曜日に当たるとる日を除く。)に割り振られた勤務時間を減じたもので除した額とする。</p> <p>附 則 1～15 [略]</p> <p>16 特例期間においては、第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第18条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額から、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額に12を乗じ、その額を<u>一年</u>における職員の所定の勤務時間から当該年における勤務時間等条例第9条に規定する休日法による休日及び年末年始の休日(日曜日及び土曜日に当たるとる日を除く。)に割り振られた勤務時間を減じたもので除した額に100分の1を乗じて得た額に相当する額を減じた額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。</p> <p>17・18 [略]</p>	<p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第18条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額に12を乗じ、その額を<u>一の年度</u>における職員の所定の勤務時間から当該年度における勤務時間等条例第9条に規定する休日及び年末年始の休日(日曜日及び土曜日に当たるとる日を除く。)に割り振られた勤務時間を減じたもので除した額とする。</p> <p>附 則 1～15 [略]</p> <p>16 特例期間においては、第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第18条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額から、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額に12を乗じ、その額を<u>一の年度</u>における職員の所定の勤務時間から当該年度における勤務時間等条例第9条に規定する休日法による休日及び年末年始の休日(日曜日及び土曜日に当たるとる日を除く。)に割り振られた勤務時間を減じたもので除した額に100分の1を乗じて得た額に相当する額を減じた額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。</p> <p>17・18 [略]</p>

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)  
行政職給料表

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600
	35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900
	36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
	37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
	38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
	39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
	40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	

42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300		
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600		



88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
94		294,900	342,600	381,500			
95		295,200	343,100	381,900			
96		295,600	343,500	382,300			
97		295,800	343,700	382,600			
98		296,100	344,100	383,100			
99		296,500	344,500	383,500			
100		296,900	344,800	383,900			
101		297,100	345,100	384,200			
102		297,400	345,500				
103		297,800	345,900				
104		298,100	346,300				
105		298,300	346,800				
106		298,600	347,200				
107		299,000	347,600				
108		299,300	348,000				
109		299,500	348,500				
110		299,900	348,900				
111		300,300	349,200				
112		300,600	349,500				
113		300,800	350,000				
114		301,000					
115		301,300					
116		301,700					
117		301,900					
118		302,100					
119		302,400					
120		302,700					
121		303,100					
122		303,300					
123		303,600					
124		303,900					
125		304,200					
再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

(日向市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 日向市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和2年日向市条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p>(職務の級等の切替えに伴う経過措置)</p>	<p>附 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p>(職務の級等の切替えに伴う経過措置)</p>	<p>附 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p>(職務の級等の切替えに伴う経過措置)</p>
<p>3</p>	<p>3 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、<u>当分の間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</u></p>	<p>3 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、<u>令和7年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額から次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める額を減じた額(0を上回るものに限る。)を給料として支給する。</u></p> <p>(1) <u>令和4年7月1日から令和5年3月31日まで 5,000円</u></p> <p>(2) <u>令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 7,000円</u></p> <p>(3) <u>令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 9,000円</u></p>
<p>4～6 [略]</p>	<p>4～6 [略]</p>	<p>4～6 [略]</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

2 令和4年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において行政職給料表(以下「給料表」という。)の適用を受けていた職務の級及び号給(以下「級等」という。)が5級94号給以上の職員にあっては切替日においては切替日における級等は5級93号給とする。

(給料の切替えに伴う経過措置)

3 前項の規定の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、給料月額のほか、令和7年3月31日までの間、その差額に相当する額を給料として支給する。

4 前項の規定による給料を支給される職員に関する日向市一般職の職員の給与に関する条例第8条第2項の規定の適用については、同項中「給料、管理職手当及び扶養手当の月額」とあるのは、「給料、管理職手当及び扶養手当の月額並びに日向市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年日向市条例第 号）附則第3項に規定する差額に相当する額」とする。

令和4年2月25日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

## 日向市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日向市職員の育児休業等に関する条例（平成4年日向市条例第2号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) <u>引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p>(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(ウ) [略]</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>日向市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年日向市条例第1号）第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員</u></p> <p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) [略]</p>

イ [略]

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該任期の末日又は当該引き続き採用される日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2) [略]

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の1歳到達日後である場合は、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるもの)にあつては、当該任期の末日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の

1歳6か月到達日

ア・イ [略]

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

イ [略]

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2) [略]

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の1歳到達日後である場合は、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるもの)にあつては、当該任期の末日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア・イ [略]

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるもの)にあっては、当該任期の末日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1)・(2) [略]

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(7) [略]

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(部分休業をすることができない職員)

第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) [略]

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)を除く。)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるもの)にあっては、当該任期の末日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1)・(2) [略]

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(7) [略]

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(部分休業をすることができない職員)

第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) [略]

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)を除く。)

ア 引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員  
イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第24条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようになしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第25条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようするため次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施

(2) 育児休業に関する相談体制の整備

(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

(委任)

第26条 [略]

(委任)

第24条 [略]

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月25日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

## 日向市部設置条例の一部を改正する条例

日向市部設置条例（平成17年日向市条例第99号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 各部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総合政策部 ア・イ [略]</p> <p>ウ～エ [略]</p> <p>(2) 総務部 ア～ク [略]</p> <p>ケ <u>行政改革に関すること。</u></p> <p>コ [略]</p> <p>(3)～(8) [略]</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 各部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総合政策部 ア・イ [略]</p> <p>ウ <u>行政改革に関すること。</u></p> <p>エ～エ [略]</p> <p>(2) 総務部 ア～ク [略]</p> <p>コ [略]</p> <p>(3)～(8) [略]</p>

### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月25日 提出  
 日向市長 十 屋 幸 平



## 日向市支所設置条例の一部を改正する条例

日向市支所設置条例（昭和41年日向市条例第6号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
第2条 支所の位置、名称及び所管区域は、次の表のとおりとする。			
名称	位置	名称	位置
[略]		[略]	
細島支所	日向市大字日知屋3379番地5	細島支所	日向市大字日知屋古田町61番地1
[略]	大字細島の区域	[略]	大字細島及び大字日知屋の区域

### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

令和4年2月25日 提出  
 日向市長 十 屋 幸 平

## 日向市手数料条例の一部を改正する条例

日向市手数料条例（平成12年日向市条例第2号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第4（第2条関係）					別表第4（第2条関係）				
種類	区分	単位	金額	備考	種類	区分	単位	金額	備考
[略]					[略]				
2 住民票等に 関する証明の 交付又は閲覧 の手数料	住民票等に住民票の写し	1通	300円		2 住民票等 に関する証 明の交付又 は閲覧の手 数料	住民票の写し	1通	300円	
	[略]				[略]	除票の写し	1通	300円	
住民票記載事項証明 の 手数料	住民票記載事項証明	1通	300円		住民票記載事項証明	住民票記載事項証明	1通	300円	
	戸籍の附票の写し	1通	300円		除票記載事項証明書	除票記載事項証明書	1通	300円	
	[略]				戸籍の附票の写し	戸籍の附票の写し	1通	300円	
[略]					[略]				
[略]					[略]				

附 則 )  
 この条例は、公布の日から施行する。

令和4年2月25日 提出  
 日向市長 十 屋 幸 平

## 日向市犯罪被害者等支援条例

### (目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号。以下「法」という。)に基づき、日向市における犯罪被害者等の支援のための基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする支援を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図るとともに、市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 法第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。
- (3) 市民等 市内に住所を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者(次号に掲げる事業者を除く。)をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) 関係機関等 国、都道府県、警察その他の行政機関、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体又は民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- (6) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等への配慮を欠いた言動、中傷、報道等により、犯罪被害者等が正当な理由なく受ける精神的な苦痛、心身の不調、名誉の毀損、平穏な生活の侵害、プライバシーの侵害、経済的な損失等の二次被害をいう。

### (基本理念)

第3条 犯罪被害者等は、個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

- 2 犯罪被害者等への支援は、迅速かつ公正に行うとともに、犯罪被害者等の経済負担について適切に配慮された、利用しやすいものであるものとする。
- 3 犯罪被害者等への支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害又は二次被害の状況及び原因並びに犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に行われるものとする。
- 4 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう行われるものとする。
- 5 犯罪被害者等の支援は、二次被害を生じさせることのないよう行われるとともに、犯罪被害者等に関する個人情報の適切な取扱いの確保に最大限配慮し、適切に行われなければならない。

### (市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、関係機関等との連携を図りながら、犯罪被害者等の支援に関する施策を講じるものとする。

### (市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念に基づき、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深めるとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

### (事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必

要性について理解を深めるとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等である従業員の就労に関し、十分配慮するよう努めるものとする。

(総合的支援体制の整備)

第7条 市は、関係機関等と連携し、及び協力して、犯罪被害者等の支援を円滑に行うことができるように、総合的な支援体制を整備するものとする。

(相談及び情報の提供等)

第8条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

2 市は、前項に規定する相談及び情報の提供等を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(日常生活等の支援)

第9条 市は、犯罪等の被害により日常生活を営むことについて支障がある犯罪被害者等に対して、安心して日常生活を営むことができるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス、福祉サービス、日常生活等の支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第10条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対して、住居の安定を図ることができるようにするため、居住に関する情報の提供、市営住宅への入居における特別な配慮その他の必要な支援を行うものとする。

(雇用の安定)

第11条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関等と連携し、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるための啓発活動その他の必要な支援を行うものとする。

(経済的負担の軽減)

第12条 市は、犯罪等の被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等のうち当該負担を軽減する必要がある者に対し、支援金の支給を行うものとする。

2 前項に規定する支援金の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(市民等の理解促進)

第13条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害から回復し、平穏な生活を取り戻すことができるよう、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性及び二次被害の防止の重要性について、市民等の理解を深めるための広報活動及び啓発活動を行うものとする。

(市内に住所を有しない者への支援)

第14条 市は、市民等でない者が市内で発生した犯罪等により被害を受けたときは、その者が住所を有する市町村と連携し、及び協力して、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

(支援の制限)

第15条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でない認められる場合は、支援を行わないことができる。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月25日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

## 日向市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日向市国民健康保険税条例（昭和33年日向市条例第15号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第6条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第6条の6及び第17条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第6条の6及び第17条において同じ。）以外の世帯 21,600円</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第6条の3 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の3.10を乗じて算定する。</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第6条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第6条の6及び第17条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第6条の6及び第17条第1項において同じ。）以外の世帯 21,600円</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第6条の3 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の3.10を乗じて算定する。</p>

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第9条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から月割をもつて算定した第2条第1項の額(第17条の規定による減額が行われた場合には同条の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。

2～8 [略]

(国民健康保険税の減額)

第17条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の額に規定する給与所得について同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者)にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第9条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から月割をもつて算定した第2条第1項の額(第17条の規定による減額が行われた場合には、その減額後の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。

2～8 [略]

(国民健康保険税の減額)

第17条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者)にあっては当該公的年金等の収入金額が60

り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア～カ [略]

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ [略]

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ [略]

万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア～カ [略]

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ [略]

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ [略]

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の



世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合）は、その減額後の被保険者均等割額に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,240円
- イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5,400円
- ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 8,640円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 10,800円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,125円
- イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 1,875円
- ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,000円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 3,750円

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第17条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特定対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等）をいう。第18条の2において同じ。）である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第17条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合）においては、当該給与所得については、所得税法第28条第

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第17条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特定対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等）をいう。第18条の2において同じ。）である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第17条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合）においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の

規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合には、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)」とする。

#### 附 則

##### 1・2 [略]

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

3 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第17条の規定の適用については、同項中「法第703条の5」に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5」に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合には、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び第17条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」

2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合には、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)」及び」とする。

#### 附 則

##### 1・2 [略]

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

3 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第17条第1項の規定の適用については、同項中「法第703条の5」に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5」に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合には、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び第17条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所

とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第17条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合は、第3条、第6条の3、第6条の7及び第17条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合は、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第17条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

6 [略]

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条の3、第6条の7及び第17条の規定の適用につい

得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第17条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合は、第3条、第6条の3、第6条の7及び第17条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合は、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第17条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

6 [略]

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条の3、第6条の7及び第17条第1項の規定の適用

ては、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第17条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条の3、第6条の7及び第17条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第17条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条の3、第6条の7及び第17条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又

については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第17条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条の3、第6条の7及び第17条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第17条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条の3、第6条の7及び第17条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2

は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第17条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合には、第3条第3項、第6条の3、第6条の7及び第17条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第17条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合には、第3条、第6条の3、第6条の7及び第17条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する

項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第17条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合には、第3条第3項、第6条の3、第6条の7及び第17条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第17条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合には、第3条、第6条の3、第6条の7及び第17条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規

特例適用利子等の額（以下この条及び第17条において「特定適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第17条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条の3、第6条の7及び第17条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは、「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第17条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第17条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）

定する特例適用利子等の額（以下この条及び第17条第1項において「特定適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第17条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条の3、第6条の7及び第17条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは、「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第17条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第17条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）

第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条の3、第6条の7及び第17条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第17条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合には、第3条、第6条の3、第6条の7及び第17条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する

第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条の3、第6条の7及び第17条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第17条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合には、第3条、第6条の3、第6条の7及び第17条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する

<p>条約適用配当等の額」と、第17条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>	<p>する条約適用配当等の額」と、第17条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>
<p>15～17 [略]</p>	<p>15～17 [略]</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の日向市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和4年2月25日 提出

日向市長 十 屋 幸 平



## 日向市消防団条例の一部を改正する条例

日向市消防団条例（昭和41年日向市条例第48号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第9条 団員は、団長の招集によつて出勤し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であつても、水火災その他の災害の発生を知つたときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。</p> <p>(報酬)</p> <p>第13条 団員には、別表第1により報酬を支給する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、年度の途中において任命され、又は昇任した団員については発令した日の属する月から、年度の途中において退職し、降任し、降任し、退職し、又は免職した団員については発令した日の属する月までを、当該階級に応じた月割計算をもつて報酬を支給する。</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第14条 団員が水火災その他の災害の防衛、警戒、訓練若しくは大会又は会議のため出勤した場合は、別表第2により費用を弁償する。</p> <p>2 前項の場合を除き団員が消防公務のため旅行した場合は、費用を弁償する。</p>	<p>第9条 団員は、団長の招集によつて出勤し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であつても、災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）の発生を知つたときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。</p> <p>(報酬)</p> <p>第13条 団員の報酬は、年額報酬及び出勤報酬とする。</p> <p>2 団員には、別表第1により年額報酬を支給する。ただし、年度の途中において任命され、又は昇任した団員については発令した日の属する月から、年度の途中において退職し、降任し、降任し、退職し、又は免職した団員については発令した日の属する月までを、当該階級に応じた月割計算をもつて報酬を支給する。</p> <p>3 団員が災害、警戒、訓練、大会又は会議のために出動した場合は、別表第2により出勤報酬を支給する。</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第14条 前条第3項の場合を除き団員が消防公務のため旅行した場合は、その旅費を費用弁償として支給する。</p>

3 [略]

4 多数団員を招集し、市長が前項により難いと認められた場合は、第1項により費用を弁償する。

別表第1 (第13条関係)

区分	単位	支給金額
[略]		
副部長	年額	38,000円
班長	年額	33,000円
その他の団員	年額	30,000円
[略]		

2 [略]

別表第1 (第13条関係)

区分	単位	支給金額
[略]		
副部長	年額	39,500円
班長	年額	37,500円
その他の団員	年額	36,500円
[略]		

別表第2 (第14条関係)

区分	単位	支給金額	摘要
水災その他の災害の防衛	1人1回の出勤	2,000円	[略]
	4時間未満	3,000円	
	4時間以上8時間未満		
	8時間以上24時間以下	4,000円	
警戒	1人1回の出勤		[略]
	4時間以上8時間未満	3,000円	
	8時間以上24時間以下	4,000円	
訓練又は大会	1人1回の出勤	2,000円	団長が招集した消防訓練又は大会に従事した者

別表第2 (第13条関係)

区分	単位	支給金額	摘要
災害	1人1回の出勤	3,000円	[略]
	4時間未満	4,000円	
	4時間以上7時間45分未満		
	7時間45分以上24時間以下	8,000円	
警戒	1人1回の出勤		[略]
	4時間以上7時間45分未満	3,000円	
	7時間45分以上24時間以下	4,000円	
訓練	1人1回の出勤	2,000円	団長が招集した訓練に従事した者
大会	1人1回の出勤	2,000円	団長が招集した大会に従事した者

[略]	[略]
備考 [略]	備考 [略]

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月25日 提出  
日向市長 十 屋 幸 平

## 日向市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

日向市消防団員等公務災害補償条例（昭和42年日向市条例第19号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第3条 [略]</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。ただし、<u>非常勤消防団員に係る傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u></p>	<p>第3条 [略]</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。</p>

### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月25日 提出  
日向市長 十 屋 幸 平

## 日向市重度心身障害者医療費の助成に関する条例

日向市重度心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和50年日向市条例第18号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、重度心身障害者の医療費の一部を助成することにより、重度心身障害者の保健及び福祉の増進を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- （1）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、当該身体障害者手帳に記載されている障害の等級が1級又は2級であるもの
- （2）児童相談所又は知的障害者更生相談所において重度の知的障害があると判定された者
- （3）身体障害者手帳の交付を受けている者で、その等級が3級で、かつ、児童相談所又は知的障害者更生相談所において中度の知的障害があると判定されたもの
- （4）国民年金法施行令（昭和34年政令184号）第4条の6の別表に掲げる1級10号又は11号に該当する者

2 この条例において「社会保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- （1）健康保険法（大正11年法律第70号）
- （2）船員保険法（昭和14年法律第73号）
- （3）私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- （4）国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- （5）国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- （6）地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

3 この条例において「保険給付等」とは、社会保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）（以下「社会保険各法等」という。）に規定する療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費、高額療養費及び高額介護合算療養費をいう。

4 この条例において「一部負担金」とは、保険給付等を受ける者が負担すべき額（社会保険各法等による付加給付等又は国若しくは地方公共団体が負担すべき額があるときは、それらの額を控除した額）をいう。

5 この条例において「保険医療機関等」とは、この条例の規定による医療費の助成（以下「医療費助成」という。）を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）が社会保険各法等の規定により保険給付等を受けるときにおいて、当該社会保険各法等の規定により当該重度心身障害者に対する医療を行うことができる病院、診療所、薬局、訪問看護事業者その他の者をいう。

6 この条例において「診療報酬明細書等」とは、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号）に規定する診療報酬明細書及び調剤報酬明細書、訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（平成4年厚生省令第5号）に規定する訪問看護療養費明細書その他市長が別に定める社会保険各法等に規定する療養費又は医療費に係る支給申請書をいう。

（助成対象者）

第3条 助成対象者は、次の各号に該当する重度心身障害者とする。

- (1) 日向市の区域内に住所を有する者（特定施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項に規定する特定施設をいう。以下同じ。）に入所する者のうち同条第3項又は第4項の規定により他市町村が支給決定を行うべきものを除く。）又は日向市の区域外に所在する特定施設に入所する者のうち同条第3項又は第4項の規定により市が支給決定を行うべきものであること。
- (2) 社会保険各法の規定による被保険者若しくは被扶養者又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者であること。
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）その他法令等により国又は地方公共団体の負担において医療費の全額支給を受けていない者であること。
- (4) 重度心身障害者の前年の所得（1月から7月までの間に受けた医療については、前々年の所得。以下同じ。）が国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号）第52条第1項の表の第6条の4第1項の項に定める額以下であり、かつ、重度心身障害者の配偶者の前年の所得又は重度心身障害者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で主として当該重度心身障害者の生計を維持する者の前年の所得が国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第52条第1項の表の第5条の4第2項の項に定める額未満であること。

（受給者の認定）

第4条 医療費助成を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときにおいて、当該申請を行った者が前条の規定に該当するときは、規則で定める日から受給者と認定する。
- 3 市長は、受給者が前条各号に該当しなくなったときは、前項の認定を取り消すものとする。

（受給資格者証）

第5条 市長は、受給者に対し、重度心身障害者医療費受給資格者証（以下「受給資格者証」という。）を交付するものとする。

- 2 受給者は、医療費助成を受けようとするときは、保険医療機関等に対し、受給資格者証を提示しなければならない。
- 3 受給者は、前条第3項の規定により認定を取り消されたときは、速やかに受給資格者証を市長に返還しなければならない。

（助成）

第6条 市長は、受給者が保険医療機関等において保険給付等を受けたときは、当該保険給付等に係る一部負担金から次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を控除した額の助成を行う。ただし、当該一部負担金の額が当該控除した額に満たないときは、この限りでない。

- (1) 入院により保険給付等を受けたとき 1人月額1,000円
- (2) 入院以外により保険給付等を受けたとき 1の診療報酬明細書等につき500円
- (3) 調剤 一部負担金に相当する額

- 2 前項の規定にかかわらず、受給者に係る保険給付等について、他の法令等により国若しくは地方公共団体による医療給付を受けることができるとき、社会保険各法の規定に基づく規則、定款等により附加給付を受けることができるとき又は社会保険各法の規定に基づき高額療養費の支給を受けるこ

とができるときは、助成額から当該給付額を除くものとする。

(支給方法等)

第7条 前条の助成は、助成すべき額を保険医療機関等の請求に基づき支払うことにより行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、社会保険各法等の規定により療養費が支給されたときその他市長が特に必要があると認めるときは、受給者に支払うことによって、助成を行うことができる。

3 前項の助成は、受給者の申請に基づいて行う。

4 前項の申請は、受給者が保険給付等を受けた月の翌月から起算して、1年を経過した日以後においては、することができない。

(資格喪失等の届出)

第8条 受給者は、受給者が第3条各号に該当しなくなったとき又は第4条第1項の申請内容に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(損害賠償請求権等)

第9条 市長は、医療費助成の事由が第三者の行為により生じた場合において、医療費助成を行ったときは、その助成した額の限度において、受給者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 市長は、医療費助成の事由が第三者の行為により生じた場合において、受給者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、その額の限度において、医療費の助成を行わず、又は既に助成した医療費の額に相当する額を返還させることができる。

(不正利得の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により重度心身障害者医療費の支給を受けた者があるときは、その者からその支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の日向市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以降に行われた保険給付等に係る助成について適用し、同日前に行われた保険給付等に係る助成については、なお従前の例による。

令和4年2月25日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

## 日向市細島地区コミュニティセンター条例を廃止する条例

日向市細島地区コミュニティセンター条例（平成5年日向市条例第3号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月25日 提出

日向市長 十 屋 幸 平



## 日向市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

日向市道路占用料徴収条例（昭和37年日向市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後																																																																																																																							
<p>(督促手数料及び延滞金の徴収)</p> <p>第7条 法第73条第1項の規定により督促状を發したときは、督促手数料及び延滞金を徴収する。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>別表 (第2条関係)</p>		<p>(督促手数料及び延滞金の徴収)</p> <p>第7条 法第73条第1項の規定により督促状を發したときは、<u>同条第2項の規定により督促手数料及び延滞金を徴収する。</u></p> <p>2・3 [略]</p> <p>別表 (第2条関係)</p>																																																																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">法第32条第1項第1号に掲げる工 作物</th> <th colspan="2">占用物件</th> <th colspan="2">占用料</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種電柱</td> <td>1本につき1年</td> <td>650円</td> <td>1本につき1年</td> <td>630円</td> </tr> <tr> <td>第2種電柱</td> <td></td> <td>1,000円</td> <td></td> <td>970円</td> </tr> <tr> <td>第3種電柱</td> <td></td> <td>1,400円</td> <td></td> <td>1,300円</td> </tr> <tr> <td>第1種電話柱</td> <td></td> <td>580円</td> <td></td> <td>560円</td> </tr> <tr> <td>第2種電話柱</td> <td></td> <td>930円</td> <td></td> <td>900円</td> </tr> <tr> <td>第3種電話柱</td> <td></td> <td>1,300円</td> <td></td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>その他の柱類</td> <td></td> <td>58円</td> <td></td> <td>56円</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>長さ1メートルにつ</td> <td>[略]</td> <td>長さ1メートルにつ</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>地下に設ける電線その他 の線類</td> <td>き1年</td> <td>4円</td> <td>長さ1メートルにつ き1年</td> <td>3円</td> </tr> <tr> <td>路上に設ける変圧器</td> <td>1個につき1年</td> <td>570円</td> <td>路上に設ける変圧器</td> <td>1個につき1年</td> <td>550円</td> </tr> </tbody> </table>	法第32条第1項第1号に掲げる工 作物	占用物件		占用料		単位	金額	単位	金額	第1種電柱	1本につき1年	650円	1本につき1年	630円	第2種電柱		1,000円		970円	第3種電柱		1,400円		1,300円	第1種電話柱		580円		560円	第2種電話柱		930円		900円	第3種電話柱		1,300円		1,200円	その他の柱類		58円		56円	[略]	長さ1メートルにつ	[略]	長さ1メートルにつ	[略]	地下に設ける電線その他 の線類	き1年	4円	長さ1メートルにつ き1年	3円	路上に設ける変圧器	1個につき1年	570円	路上に設ける変圧器	1個につき1年	550円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">法第32条第1項第1号に掲げる工 作物</th> <th colspan="2">占用物件</th> <th colspan="2">占用料</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種電柱</td> <td>1本につき1年</td> <td>650円</td> <td>1本につき1年</td> <td>630円</td> </tr> <tr> <td>第2種電柱</td> <td></td> <td>1,000円</td> <td></td> <td>970円</td> </tr> <tr> <td>第3種電柱</td> <td></td> <td>1,400円</td> <td></td> <td>1,300円</td> </tr> <tr> <td>第1種電話柱</td> <td></td> <td>580円</td> <td></td> <td>560円</td> </tr> <tr> <td>第2種電話柱</td> <td></td> <td>930円</td> <td></td> <td>900円</td> </tr> <tr> <td>第3種電話柱</td> <td></td> <td>1,300円</td> <td></td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>その他の柱類</td> <td></td> <td>58円</td> <td></td> <td>56円</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>長さ1メートルにつ</td> <td>[略]</td> <td>長さ1メートルにつ</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>地下に設ける電線その他 の線類</td> <td>き1年</td> <td>4円</td> <td>長さ1メートルにつ き1年</td> <td>3円</td> </tr> <tr> <td>路上に設ける変圧器</td> <td>1個につき1年</td> <td>570円</td> <td>路上に設ける変圧器</td> <td>1個につき1年</td> <td>550円</td> </tr> </tbody> </table>	法第32条第1項第1号に掲げる工 作物	占用物件		占用料		単位	金額	単位	金額	第1種電柱	1本につき1年	650円	1本につき1年	630円	第2種電柱		1,000円		970円	第3種電柱		1,400円		1,300円	第1種電話柱		580円		560円	第2種電話柱		930円		900円	第3種電話柱		1,300円		1,200円	その他の柱類		58円		56円	[略]	長さ1メートルにつ	[略]	長さ1メートルにつ	[略]	地下に設ける電線その他 の線類	き1年	4円	長さ1メートルにつ き1年	3円	路上に設ける変圧器	1個につき1年	570円	路上に設ける変圧器	1個につき1年	550円
法第32条第1項第1号に掲げる工 作物		占用物件		占用料																																																																																																																					
	単位	金額	単位	金額																																																																																																																					
第1種電柱	1本につき1年	650円	1本につき1年	630円																																																																																																																					
第2種電柱		1,000円		970円																																																																																																																					
第3種電柱		1,400円		1,300円																																																																																																																					
第1種電話柱		580円		560円																																																																																																																					
第2種電話柱		930円		900円																																																																																																																					
第3種電話柱		1,300円		1,200円																																																																																																																					
その他の柱類		58円		56円																																																																																																																					
[略]	長さ1メートルにつ	[略]	長さ1メートルにつ	[略]																																																																																																																					
地下に設ける電線その他 の線類	き1年	4円	長さ1メートルにつ き1年	3円																																																																																																																					
路上に設ける変圧器	1個につき1年	570円	路上に設ける変圧器	1個につき1年	550円																																																																																																																				
法第32条第1項第1号に掲げる工 作物	占用物件		占用料																																																																																																																						
	単位	金額	単位	金額																																																																																																																					
第1種電柱	1本につき1年	650円	1本につき1年	630円																																																																																																																					
第2種電柱		1,000円		970円																																																																																																																					
第3種電柱		1,400円		1,300円																																																																																																																					
第1種電話柱		580円		560円																																																																																																																					
第2種電話柱		930円		900円																																																																																																																					
第3種電話柱		1,300円		1,200円																																																																																																																					
その他の柱類		58円		56円																																																																																																																					
[略]	長さ1メートルにつ	[略]	長さ1メートルにつ	[略]																																																																																																																					
地下に設ける電線その他 の線類	き1年	4円	長さ1メートルにつ き1年	3円																																																																																																																					
路上に設ける変圧器	1個につき1年	570円	路上に設ける変圧器	1個につき1年	550円																																																																																																																				

地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	340円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,100円
郵便差出箱		470円
[略]		
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,100円
外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	24円
外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		34円
外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		51円
外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		68円
外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		100円
[略]		[略]
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		240円
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		340円
外径が1メートル以上のもの		680円
法第32条第1項第2号に掲げる物件		
地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	350円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,170円
郵便差出箱		490円
[略]		
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,170円
外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	25円
外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		35円
外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		53円
外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		70円
外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		105円
[略]		[略]
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		250円
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		350円
外径が1メートル以上のもの		700円

法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	法第32条第1項第3号に掲げる施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置によるもの	地下に設けるもの	3円
				11円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	法第32条第1項第4号に掲げる施設	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	900円
			その他のもの	560円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	法第32条第1項第4号に掲げる施設	その他のもの	上空に設けるもの	340円
			地下に設けるもの	1,100円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	法第32条第1項第5号に掲げる施設	その他のもの	[略]	[略]
			その他のもの	1,100円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	法第32条第1項第5号に掲げる施設	その他のもの	[略]	[略]
			その他のもの	1,170円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	法第32条第1項第5号に掲げる施設	その他のもの	1,170円	1,170円
			[略]	[略]

[略]		[略]		930円
道路法施行 令(昭和27年標識 政令第479 号。以下「令」 という。)第 7条第1号 に掲げる物 件	1本につき1年	[略]		
令第7条第2号に掲げる工作物	占有面積1平方メー トルにつき1年	1,170円		
令第7条第3号に掲げる施設		Aに0.034を乗じて 得た額		
[略]	占有面積1平方メー トルにつき1月	[略]		
令第7条第6号に掲げる仮設建築物 及び同条第7号に掲げる施設		117円		
令第7条第 8号に掲げ る施設	占有面積1平方メー トルにつき1年	[略]		
	上空に設けるもの	Aに0.024を乗じて 得た額		
	その他のもの	Aに0.034を乗じて 得た額		
令第7条第 9号に掲げ る施設		[略]		
	その他のもの	Aに0.014を乗じて 得た額		
令第7条第 10号に掲げ る施設及び 建築物	建築物	Aに0.024を乗じて 得た額		
	その他のもの	Aに0.014を乗じて 得た額		

[略]		[略]		900円
道路法施行 令(昭和27年標識 政令第479 号。以下「令」 という。)第 7条第1号 に掲げる物 件	1本につき1年	[略]		
令第7条第2号に掲げる工作物	占有面積1平方メー トルにつき1年	1,100円		
令第7条第3号に掲げる施設		Aに0.033を乗じて 得た額		
[略]	占有面積1平方メー トルにつき1月	[略]		
令第7条第6号に掲げる仮設建築物 及び同条第7号に掲げる施設		110円		
令第7条第 8号に掲げ る施設	占有面積1平方メー トルにつき1年	[略]		
	上空に設けるもの	Aに0.023を乗じて 得た額		
	その他のもの	Aに0.033を乗じて 得た額		
令第7条第 9号に掲げ る施設		[略]		
	その他のもの	Aに0.013を乗じて 得た額		
令第7条第 10号に掲げ る施設及び 自動車駐車	建築物	Aに0.023を乗じて 得た額		
	その他のもの	Aに0.013を乗じて 得た額		

自動車駐車場	得た額	場	得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	[略] Aに0.024を乗じて得た額 Aに0.034を乗じて得た額	令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	[略] 上空に設けるもの その他のもの
令第7条第12号に掲げる器具	Aに0.034を乗じて得た額	令第7条第12号に掲げる器具	Aに0.033を乗じて得た額
備考 1～5 [略]		備考 1～5 [略]	

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- この条例による改正後の日向市道路占用料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以降の施行の日以降の施行の日以前の許可に係る占用料については、なお従前の例による。

令和4年2月25日 提出  
日向市長 十 屋 幸 平

## 日向市営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(日向市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 日向市営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年日向市条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(住宅入居の手続)</p> <p>第12条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次の各号に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 連帯保証人(市内、東臼杵郡、児湯郡及び延岡市に居住し、かつ、入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める者に限る。ただし、入居決定者の3親等以内の血族及び姻族については、この限りでない。)2人の連署する誓約書を提出すること。</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) <u>家賃債務保証業者等 市営住宅の入居者の委託を受けて、当該市営住宅の家賃、損害賠償その他の市営住宅の入居に係る債務(以下「家賃等債務」という。)の支払いを市に保証する者であつて、家賃等債務保証を適正かつ確実に実施することができるものとして規則で定めるものをいう。</u></p> <p>(9) [略]</p> <p>(住宅入居の手続)</p> <p>第12条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次の各号に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 連帯保証人(市内、東臼杵郡、児湯郡及び延岡市に居住し、かつ、入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める者に限る。ただし、入居決定者の3親等以内の血族及び姻族については、この限りでない。)の連署する誓約書を提出すること。ただし、<u>家賃債務保</u></p>

証業者等との保証委託契約がある場合は、連帯保証人の連署を必要とし  
ない。

(2) [略]

2 [略]

3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定に  
よる誓約書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。

4～6 [略]

別表 (第3条関係)

1 一般市営住宅

住宅名	所在地	建設年度	構造	間取り	戸数
岩脇 1	日向市大字平岩667番地	昭和40年度	簡易耐火平家 建	2K	3戸
		昭和40年度	簡易耐火平家 建	2K	3戸
[略]					

2・3 [略]

(日向市山村定住住宅の設置、管理及び譲渡に関する条例の一部改正)

第2条 日向市山村定住住宅の設置、管理及び譲渡に関する条例 (平成18年日向市条例第28号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

改正後

(用語の定義)

第2条 この条例において、「山村定住住宅」とは、「山村地域における定住を促進し、もって国土の保全及び地域の活性化に資するため、市が県の補助を受けて建設し、住民に賃貸するための住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）の規定に基づき設置する住宅を除く。）」を指すことをいう。

(住宅入居の手続)

第9条 入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続（以下「入居手続」という。）をしなければならない。

(1) 市長の定める資格を有する連帯保証人の連署する誓約書を提出すること。

(2) [略]

2 [略]

3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による誓約書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。

4～6 [略]

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 山村定住住宅 山村地域における定住を促進し、もって国土の保全及び地域の活性化に資するため、市が県の補助を受けて建設し、住民に賃貸するための住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）の規定に基づき設置する住宅を除く。）を指すことをいう。

(2) 家賃債務保証業者等 山村定住住宅の入居者の委託を受けて、当該山村定住住宅の家賃、損害賠償金その他の山村定住住宅の入居に係る債務（以下「家賃等債務」という。）の支払いを市に保証する者であつて、家賃等債務保証を適正かつ確実に実施することができるものとして規則で定めるものをいう。

(住宅入居の手続)

第9条 入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続（以下「入居手続」という。）をしなければならない。

(1) 市長の定める資格を有する連帯保証人の連署する誓約書を提出すること。ただし、家賃債務保証業者等との保証委託契約がある場合は、連帯保証人の連署を必要としない。

(2) [略]

2 [略]

3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による誓約書への連帯保証人の連署及び家賃債務保証業者等との保証委託契約の締結を必要としないこととすることができる。

4～6 [略]



(日向市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正)

第3条 日向市特定公共賃貸住宅管理条例(平成18年日向市条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(住宅入居の手続)</p> <p>第11条 入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続(以下「入居手続」という。)をしなければならない。</p> <p>(1) 市長の定める資格を有する連帯保証人の連署する誓約書を提出すること。</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号に規定する誓約書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。</p> <p>4～7 [略]</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>家賃債務保証業者等 特定公共賃貸住宅の入居者の委託を受けて、当該特定公共賃貸住宅の家賃、損害賠償金その他の特定公共賃貸住宅の入居に係る債務(以下「家賃等債務」という。)の支払いを市に保証する者であって、家賃等債務保証を適正かつ確実に実施することができ</u> <u>るものとして規則で定めるものをいう。</u></p> <p>(住宅入居の手続)</p> <p>第11条 入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続(以下「入居手続」という。)をしなければならない。</p> <p>(1) 市長の定める資格を有する連帯保証人の連署する誓約書を提出すること。ただし、<u>家賃債務保証業者等との保証委託契約がある場合は、連帯保証人の連署を必要としない。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号に規定する誓約書への連帯保証人の連署及び<u>家賃債務保証業者等との保証委託契約の締結を必要としないこととすることができる。</u></p> <p>4～7 [略]</p>

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第1条中別表の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月25日 提出  
日向市長 十 屋 幸 平

## 日向延岡新産業都市計画事業日向市駅周辺土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例

日向延岡新産業都市計画事業日向市駅周辺土地区画整理事業施行条例（平成11年日向市条例第8号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する

改正前		改正後	
(施行地区に含まれる地域) 第3条 事業の施行地区（以下「施行地区」という。）は、第1工区及び第2工区とし、当該工区に含まれる地域は、次のとおりとする。		(施行地区に含まれる地域) 第3条 事業の施行地区（以下「施行地区」という。）は、第1工区及び第2工区とし、当該工区に含まれる地域は、次のとおりとする。	
工区名	地域名	工区名	地域名
第1工区	日向市大字日知屋字蛭子ノ脇、 <u>宇龜強ヶ上</u> 、 <u>字中原及び字飛山崎の全部</u> 日向市上町、本町、都町、原町1丁目、高砂町、鶴町1丁目及び日向江町1丁目の一部	第1工区	日向市大字日知屋字蛭子ノ脇、 <u>宇龜堀上及び字中原の全部</u> 日向市上町、本町、都町、原町1丁目、高砂町、鶴町1丁目及び日向江町1丁目の一部
第2工区	日向市本町、 <u>中町及び原町1丁目</u> の一部	第2工区	日向市本町の <u>一部</u>

### 附 則

この条例は、日向延岡新産業都市計画事業日向市駅周辺土地区画整理事業の事業計画（第6回変更）決定の公告の日から施行する。

令和4年2月25日 提出  
 日向市長 十 屋 幸 平

## 日向市駅前広場条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、日向市駅前広場（以下「駅前広場」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市の都市機能の向上を図り、日向市駅の乗降客の利便に資するとともに、にぎわいと交流の場を創出することを目的として、日向市駅前広場を設置する。

2 駅前広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
日向市駅東口駅前広場	日向市鶴町1丁目76番地8
日向市駅西口駅前広場	日向市大字日知屋10727番地1

(施設)

第3条 日向市駅東口駅前広場に次に掲げる施設を置く。

- (1) タクシー待機所
- (2) 自家用自動車乗降所
- (3) 自家用自動車待機所
- (4) イベント広場

2 日向市駅西口駅前広場に次に掲げる施設を置く。

- (1) タクシー待機所
- (2) 自家用自動車待機所
- (3) イベント広場

(使用車両の範囲)

第4条 前条に掲げる施設（同条第1項第4号及び第2項第3号に掲げる施設を除く。）を使用することができる車両は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) タクシー待機所 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する車両
- (2) 自家用自動車乗降所 道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に定める普通自動車のうち自家用に供する車両
- (3) 自家用自動車待機所 道路交通法第3条に定める普通自動車、大型自動二輪車及び普通自動二輪車のうち自家用に供する車両

(使用の許可)

第5条 第3条第1項第1号及び第2項第1号に掲げるタクシー待機所を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 駅前広場において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品等の販売、配付その他これに類する行為
- (2) 集会、演説、展示会、音楽会その他これらに類する行為
- (3) 業として写真、映画等を撮影すること。

(変更の許可)

第6条 前条の規定により使用の許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

(許可の条件)

第7条 市長は、前2条の規定による許可をするときは、必要な範囲において条件を付することができる。

(使用及び変更の不許可)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の規定による使用又は第6条の規定による変更の許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 管理上支障があると認めるとき又は駅前広場の使用がその周辺に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (3) 日向市暴力団排除条例（平成23年日向市条例第23号）第2条第1号及び第3号に規定する暴力団及び暴力団関係者の利益になると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないとき。

(使用の取消し等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し、使用を停止させ、許可の条件を変更し、又は駅前広場からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 第7条の規定により付した許可の条件に違反したとき。
- (3) 前条各号のいずれかに該当するとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により第5条の規定による使用又は第6条の規定による変更の許可を受けたとき。

(使用の期間等)

第10条 第3条に掲げる施設の使用の期間及び使用料の額は、別表に定めるとおりとする。

(使用料の徴収等)

第11条 市長は、第5条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）から別表に定める使用料を徴収する。ただし、市長が特に必要と認めるときはこの限りでない。

2 使用料は、第5条第1項に規定する使用の許可のあった日から1月以内に徴収する。ただし、その使用の期間が翌年度以降にわたる場合における翌年度以降の使用料については、当該年度分をその年度の始めに徴収する。

3 使用の期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算する。

(使用料の不還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責に帰することができない事由により使用ができなくなったときは、その翌月分以降の使用料を還付する。

(禁止行為)

第13条 何人も、駅前広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認める行為
- (2) 管理上支障があると認める行為又は駅前広場の使用がその周辺に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認める行為
- (3) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は留め置く行為

(利用の禁止又は制限)

第14条 市長は、駅前広場の管理上必要があると認めるときは、施設を定めて駅前広場の利用を禁止し、又は制限することができる。

(損害賠償)

第15条 駅前広場の施設、設備又は備品を毀損し、又は汚損した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

2 市長は、情状により、前項の損害賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、駅前広場の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表 (第10条、第11条関係)

施設名	使用の期間	使用料の額 (単位)
日向市駅東口駅前広場タクシー待機所	1年以内	年 10,800 円 (1台当たり)
日向市駅西口駅前広場タクシー待機所	1年以内	年 10,800 円 (1台当たり)

令和4年2月25日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

## 広瀬鵜戸木辺地に係る総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項の規定に基づき、広瀬鵜戸木辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和4年2月25日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

## 総合整備計画書第二次変更（案）

宮崎県日向市東郷町広瀬鵜戸木辺地

（辺地の人口130人 面積 15.3km<sup>2</sup>）

### 1 辺地の概況

#### （1）辺地を構成する町又は字の名称

日向市東郷町山陰字 長崎、太田、広瀬、宮ヶ原、鵜戸木、日田尾

#### （2）地域の中心の位置

日向市東郷町山陰乙2936番地6

#### （3）辺地度点数 146点

### 2 公共的施設の整備を必要とする事情

広瀬鵜戸木辺地は、当市の南西部に位置し、中心市街地から約1.2km離れた地点にある山間地に位置している。当辺地は、地域のほとんどが森林に囲まれており、集落間の距離は長く、孤立性の強い配置となっている。地域住民の日常生活にかかわる用事や交流活動では中心市街地にある各種施設を日常的に利用しているが、人口構成において人口流出や少子高齢化が顕著に表れており、今後さらに進行することが予想される。

#### （1）林道の整備

当辺地は農業及び林業が基幹産業となっているが、一部区間において林道が開通していないため、非効率な森林施業を余儀なくされている。今後、木材の搬出や森林保育のコスト削減など生産性の高い林業の確立を図っていくためには、林道の整備が不可欠となっている。

また、東郷町福瀬区と中心市街地間を結ぶ林道となるため、大雨による耳川の出水時等においては、県道中野原美々津線のう回路としての役割も果たす重要な路線として位置づけられている。

このようなことから、森林施業の効率化を図るための林道整備を行い、基幹産業である林業の振興を図るとともに、集落間連絡の確保など環境基盤の整備を図る。

#### （2）電気通信に関する施設

情報化の進展に伴い、超高速ブロードバンドサービスは日常生活に欠かせないものとなっているが、当辺地は、採算性の問題等によって、民間事業者の参入が困難につきサービス未提供地域となっており、市街化地域との大幅な情報格差を生じている。

このような格差は、地域住民の生活や経済産業活動にも影響を及ぼし、人口流出や高齢化も進むなど、地域力低下の要因にもなっていることから、当辺地を含む未整備地区において民設民営方式による超高速ブロードバンド基盤整備に対する経費の一部を負担し、情報通信ネットワークの整備を進めることにより、地域間情報格差を解消し、市民生活及び企業活動等の利便性の向上を図る。



(3) 道路の整備

孤立性の強い配置である当辺地において、地域住民の主要な交通手段は自家用車であり、地域住民の安全安心な生活を守るためには、適切な道路ネットワークの維持が重要である。

中でも市道山ノ口福瀬大橋線の北端に位置する福瀬大橋は、耳川を横断して当辺地と東郷町福瀬区を結び、県道中野原美々津線と接するなど、当辺地住民の日常生活を支える重要な橋りょうである。

また、福瀬大橋は、デマンド型乗合バスの通行、森林施業の産業道路としても活用される一方、昭和47年に架設されて以来約50年が経過し、老朽化も著しく、道路幅員が狭小で離合困難な状況であるため、適切な整備が求められている。

このような中、耳川の治水安全の向上を図るため、大規模特定河川事業として行われる福瀬大橋の架け替え工事の経費を一部負担し、道路幅員の拡幅整備を併せて行うことで、当該辺地住民の利便性を向上し、防災の面からも、安心して住み続けられる環境の整備を図る。

3 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和6年度まで 5年間

(単位 千円)

施設名	事業区分 主体名	事業費	財源内容		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
林道	日向市	77,700	44,486	33,214	33,200
電気通信に関する施設	電気通信事業者	203,400		203,400	10,500
道路	宮崎県	939,882	891,882	48,000	48,000
合計		1,220,982	936,368	284,614	91,700

## 損害賠償の額の決定について

次の事故に伴う損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定に基づき議会の議決を求める。

### 1 事故の概要

令和3年9月8日、国道327号を東進していた本市職員が運転する公用車が、中原交差点の信号待ちのために停車していた車両に追突した事故により、相手方に人的損害及び物件損害を負わせたもの。

### 2 損害賠償の相手方

住 所 （記載省略）

氏 名 （記載省略）

### 3 損害賠償の額 1,320,696円

令和4年2月25日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

## 権利の放棄及びこれに伴う和解について

次のとおり権利を放棄するとともにこれに伴う和解を成立する。

### 1 相手方

日向市大字平岩8519番地  
日向青果地方卸売市場株式会社  
代表清算人 十屋 幸平

### 2 放棄する債権の額等

本市が相手方に対して有する損失補償契約に基づく損失補償債権131,807,920円から  
弁済額2,007,920円を控除した額129,800,000円以内の額

### 3 和解の内容

権利の放棄は、相手方に対して特別清算の開始が命ぜられることを前提に、和解（会社法（平成17年法律第86号）第535条の規定に抵触しないものに限る。）の条項に定めることによつて行う。

令和4年2月25日 提出

日向市長 十屋 幸平

## 市道の路線の廃止について

市道の路線を次のとおり廃止する。

路線 番号	路線名	起 点	終 点	延長 (m)
876	岩淵線	大字財光寺3529番9地先	大字財光寺3541番3地先	93.4

令和4年2月25日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

## 市道の路線の認定について

市道の路線を次のとおり認定する。

路線 番号	路線名	起点	終点
730	白浜支線2号	大字日知屋字八幡ノ元	竹島町
1219	財光寺南19号線	大字財光寺字木原	大字財光寺字木原
1234	財光寺南34号線	大字財光寺字沖ノ下	大字財光寺字沖ノ下
1290	財光寺南90号線	大字財光寺字堀り田	大字財光寺字堀り田
1300	財光寺南100号線	大字財光寺字焼蒔	大字財光寺字焼蒔
1312	財光寺南112号線	大字財光寺字三ツ枝	大字平岩字エラノ田
1313	財光寺南113号線	大字財光寺字三ツ枝	大字平岩字エラノ田
1314	財光寺南114号線	大字財光寺字三ツ枝	大字財光寺字三ツ枝

令和4年2月25日 提出

日向市長 十屋 幸平

